

離任ご挨拶

事務員 原田小百合



私が日本人学校の事務員として勤め始めてから早いもので3年8ヶ月が経ってしまいました。火、金曜日の週に2日間の勤務でしたが、子供達の笑顔が溢れ、音楽室から綺麗な歌声が響き渡り、そして何よりも、大好きな子供達の成長が垣間みられる環境で働かせて頂いた事は私にとり最高の職場でした。

これからは、生徒達の笑顔が見られなくなる事はとても淋しいですが、又、グアムの何処かでお会い出来たら声を掛けて下さいね。私も陰ながら皆さんの成長を見守り、応援させていただきます。

今までお世話になりました方々、本当にありがとうございました。紙面をお借り致しましてお礼申し上げます。

在ハガツニャ日本国総領事館からのお知らせ

～在外選挙制度のお知らせ～

在外選挙では、国政選挙（衆議院議員選挙及び参議院議員選挙）に投票することができます。

在外選挙で投票をするためには在外選挙人名簿への登録申請をして、あらかじめ在外選挙人証を取得していただく必要があります。在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに総領事館において登録申請をお願いします。

1. 登録資格

- 1) 満20歳以上の日本国民であること。
- 2) 当総領事館の管轄区域（グアム島、北マリアナ諸島）内に引き続き3か月以上お住まいの方（※）。
※なお、3か月未満の方でも登録申請が出来るようになりました。3か月住所要件を満たしていない場合、総領事館では申請書を一旦お預かりし、3か月经過時に改めて住所を確認した上で、手続を再開することとなります。

2. 申請の際に持参していただく書類

（申請者ご本人による申請の場合）

(1) 日本国旅券

旅券が提示出来ない場合は、運転免許証、グアムID、グリーンカード等の顔写真付きの身分証明書の提示をお願いします。

(2) 当館管轄区域内に居住していることを確認できる書類

- 申請の時点で管轄区域内に引き続き3か月以上居住されている方：住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、公共料金の請求書等。ただし、在留届を在外公館に3か月以上前に提出済みの場合は不要です。
- 申請時に管轄区域内の居住期間が3か月未満の方：

申請時の住所を確認できる書類。

3. 登録申請先となる選挙管理委員会

原則として、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会です。

4. 注意事項

- (1) 日本国内で転出届を提出されていない方は、各市町村役場で手続きをお願いします。
- (2) 在外選挙人証の交付は、概ね2～3ヶ月後となります。

【お問い合わせ】

在ハガツニャ日本国総領事館（領事班）

電話：646-1290 FAX：646-1490

メール：infocgj@ite.net

トライアスロン観戦

トライアスロンは、水泳、自転車そしてランニングを一人でやる競技です。そして、スイム3.8km、バイク180km、ラン42.195kmと言う壮絶な鉄人レースを思い浮かべる人も多いのではないかと思います。今日では様々な距離で競技が行われています。2000年のシドニーオリンピックより正式種目となったトライアスロンは、スイム1.5キロ、バイク40キロ、ランが10キロで、スタートからゴールまでデッドヒートを繰り広げるスピード競技となっています。この競技、グアムでも盛んに行われています。Guam Triathlon Federation(GTF)が主催する、2013年最初のレースが1月13日にピティーのフーバー公園(旧USOビーチ)で開催されました。私も参加する予定でしたが、体調を崩してしまい観戦となりました。今回のトライアスロンは、スーパースプリントと呼ばれ、水泳370m、バイク10km、ラン2.5kmとかなり短め、全カテゴリーを30分ほどで駆け抜ける猛者や、自分たちのペースで懸命になって完走を目指す初心者や子供たちを含め90名ほどが参加しました。一心不乱にゴールを目指す競技者につられ、観戦者も自然と声援に熱が入り、とても見応えのあるエキサイティングな大会でした。

そして今回の入賞者3名は、全員10代の男子。その内の2人は、在住の日本人の男の子達でした。年間11回開催されるグアムのトライアスロン(デュアラスロン含む)、予定では6月にオリンピックの半分のレース、7月にオリンピックと同じ距離を競う大会が予定されています。詳しくはGTFのフェイスブックで確認してみてください。南国グアムでのトライアスロン、観戦しても、もちろん競技者として参加しても記憶に残るイベントとなることでしょう。因みに私の場合、完走後は毎回充実感で身も心も満たされるのですが、競技中の最後のランでは「なぜこんなに疲れることをしているのだろうか」と自問自答しヘトヘトになりながら毎回走っています。

福本 幹也

